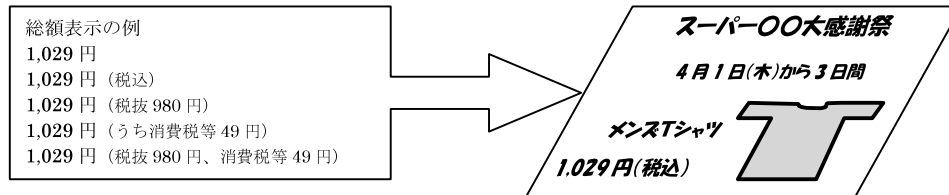


## 総額表示義務の創設に伴い消費税法 施行規則第 22 条第 1 項が見直されました

### I 平成 16 年 4 月 1 日より総額表示方式がスタートします

平成 16 年 4 月 1 日から、消費者に対して商品やサービスを販売する課税事業者が、「値札」や「広告」などにおいて価格を表示する場合には、消費税相当額（地方消費税相当額を含む。以下同じ。）を含んだ支払総額の表示を義務付けた「**総額表示方式**」がスタートします。



### II 課税標準額に対する消費税額の計算の特例と改正の概要

#### 1. 現行における課税標準額に対する消費税額の計算の特例

（消費税法施行規則（以下「規則」という。）第 22 条第 1 項）

現行の規則第 22 条第 1 項（課税標準額に対する消費税額の計算の特例）は、「税抜価格」を前提に、決済段階で上乘せされる消費税相当額の 1 円未満の端数処理に伴う事業者の負担等に配慮して、少額・大量の取引を行う小売業者等を念頭に設けられた特例制度です。

しかしながら、平成 16 年 4 月から対消費者取引について、「税込価格」を表示する「総額表示」が義務付けられることに伴い、これまでのような『「税抜価格」を基礎とした代金決済』（例 1）から『「税込価格」を基礎とした代金決済』（例 2）に移行していくと見込まれます。これらのことから、次のとおり**現行の規則第 22 条第 1 項**が見直されました。

## 【税抜価格 150 円の商品を 3 個販売した場合のレシート例】

例 1 「税抜価格」を前提とした  
場合のレシート例

例 2 「税込価格」を前提とした  
場合のレシート例

「税抜価格」を 基に計算した消 費税相当額を区 分して明示	<b>スーパー〇〇</b> 虎ノ門支店 平成 16 年 3 月 31 日 (水)		「税込価格」を 基に計算した消 費税相当額を内 訳として明示	
	3 × 150 単			3 × 157 単
	おにぎり	450	おにぎり	471
	小計	450	合計	471
	消費税(5%)	22	(内消費税)	22
	合計	472	現金お預かり計	500
	現金お預かり計	500	釣	29
	釣	28		

(注：税込価格を 157 円と設定した場合)

参考：現行の規則第 22 条第 1 項は、例 1 のように、代金の決済に当たって、領収単位ごとに税抜価格の合計額と税抜価格の合計額に 5% を掛けて 1 円未満の端数処理をした後の消費税相当額（例 1 では  $450 \times 5\% = 22.5$  円）を相手方に交付する領収書（レシート）等において区分して明示している場合に、その消費税相当額を課税標準額に対する消費税額の計算の基礎とすることができる特例制度です。

## 2. 改正の概要

- ① 現行の規則第 22 条第 1 項は、平成 16 年 3 月 31 日をもって廃止されます。
- ② しかし、これまで「税抜価格」を前提とした値付け等を行ってきた事業者が多いこと、また、「税込価格」を基に計算するレジシステム等に変更する必要がある場合でも、レジシステムの変更にはある程度時間を要する事業者もいると考えられることなどを踏まえ、次の「改正のポイント」のとおり、経過措置が設けられました。具体的内容につきましては、「Ⅲ経過措置の具体的内容」をご覧ください。

## 【改正のポイント】

・“総額表示義務の対象とならない取引（事業者間取引等）”については、「税抜価格」を前提とした現行の端数処理の特例《経過措置 1》の適用が当分の間認められます。

・“総額表示義務の対象となる取引”及び“総額表示義務の対象とならない取引（事業者間取引等）で「税込価格」を前提とした代金決済を行う場合”には、当分の間《経過措置 2》が適用されます。

なお、“総額表示義務の対象となる取引で、総額表示は行っているものの税込価格対応のレジシステムへの変更が間に合わない場合”には、平成 19 年 3 月 31 日までの 3 年間に限り《経過措置 3》を適用することができます。

経過措置適用一覧表

	「税抜価格」を基礎とした代金決済	「税込価格」を基礎とした代金決済
事業者間取引等	【経過措置 1】 当分の間	【経過措置 2】 当分の間
対消費者取引 (総額表示義務対象取引)	【経過措置 3】 3 年間 (平成 19 年 3 月 31 日迄)	【経過措置 2】 当分の間

### Ⅲ 経過措置の具体的内容

具体的には次の3つの経過措置が設けられました。

#### ① <<経過措置1：総額表示義務の対象とならない取引(事業者間取引等)>>

対象取引	総額表示義務（消費税法第63条の2）の規定の適用を受けない課税資産の譲渡等(事業者間取引等)
要件	代金の決済に当たって、取引の相手方へ交付する領収書等で、その取引における“課税資産の譲渡等の対価の額（税抜価格）の合計額”と“その税抜価格の合計額に5%を乗じて1円未満の端数を処理した後の消費税相当額”を区分して明示している場合（例1参照）
内容	当分の間、現行の規則第22条第1項の規定を適用することができます

(注) この経過措置は、総額表示義務の対象とならない事業者間取引等で「税抜価格」を前提とした代金決済を行う場合に適用することができます。  
「税込価格」を前提とした代金決済を行う事業者間取引等については、《経過措置2》を適用することができます。

#### ② <<経過措置2：総額表示義務の対象となる取引等(対消費者取引等)>>

対象取引	課税資産の譲渡等(総額表示義務の規定の適用を受けない事業者間取引等も含まれます。)
要件	「税込価格」を基礎とした代金決済を行う場合で、決済上受領すべき金額（例えば、複数の商品を一括して販売し、その代金を一括して受領する場合には、一括販売した商品の税込価格の合計額。）に含まれる「消費税相当額（当該決済上受領すべき金額に5/105を乗じて算出した金額。）」の1円未満の端数を処理した後の金額を領収書等に明示した場合（例3参照） (注) この経過措置は、現行の規則第22条第1項と同様に、決済上受領すべき金額、すなわち一領収単位で行われる消費税相当額の端数処理について認められる特例ですので、商品単品ごとに消費税相当額の端数処理を行っている場合には適用できません(例4参照)。
内容	当分の間、その端数を処理した後の消費税相当額を基礎として課税標準額に対する消費税額を計算することができます

### 【例3 経過措置2の適用が受けられる場合の例】

※ 税込価格 157 円の商品を 3 個販売した場合

<b>スーパー〇〇</b>	
虎ノ門支店	
平成 16 年 4 月 1 日 (木)	
3 ×	157 単
おにぎり	471
<hr/>	
合計	471
(内消費税)	22)
現金お預かり	500
釣	29

[一領収単位の税込価格の合計額に 5/105 を掛けて消費税相当額を算出し、1 円未満の端数を処理。]

$$471 \text{ 円} \times \frac{5}{105} = 22.428\cdots \text{ 円} \Rightarrow \underline{22 \text{ 円}}$$

この端数処理後の 22 円を基礎として課税標準額に対する消費税額の計算を行うことができます。

### 【例4 経過措置が適用できない場合の例】

※ 税込価格 157 円の商品を 3 個販売した場合

<b>スーパー〇〇</b>	
虎ノ門支店	
平成 16 年 4 月 1 日 (木)	
3 ×	157 (内税 7) 単
おにぎり	471 (内税 21)
<hr/>	
合計	471
(内消費税)	21)
現金お預かり	500
釣	29

『157 円(内税 7 円)』というように単品ごとに消費税相当額の端数処理を行ったもの (157 円 × 5/105 = 7.47... 円 ⇒ 7 円) を明示し、一領収単位ごとに、この消費税相当額を合計しても経過措置の適用はありません。

単品ごとに端数処理を行った消費税相当額

$$7 \text{ 円} \times 3 = \cancel{21} \text{ 円}$$

この 21 円を課税標準額に対する消費税額の計算の基礎とすることはできない。

### ③ ≪経過措置3：総額表示義務の対象となる取引(対消費者取引)で、総額表示は行っているもののレジシステム等の変更が間に合わない等のやむを得ない事情がある場合≫

対象取引	総額表示義務 (消費税法第 63 条の 2) の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等 (対消費者取引)
要件	消費税法第 63 条の 2 に規定する総額表示を行っている場合で、レジシステム等の変更が間に合わない等のやむを得ない事情により、「税込価格」を基礎とした代金決済ができない場合
内容	平成 19 年 3 月 31 日までの間に行われる課税資産の譲渡等については、現行規則第 22 条第 1 項の規定を適用することができます

(注) 総額表示の下で、現在の「税抜価格」を基に計算するレジシステムを使用した場合、表示金額の合計額より領収金額の方が多くなるといったケースが生じ、消費者との間でトラブルが発生する可能性があります。

#### ≪適用関係≫

各経過措置は、平成 16 年 4 月 1 日以後に行われる取引から適用することができます。ただし、《経過措置2》については、平成 16 年 4 月 1 日の総額表示の実施に向けて早めに対応する事業者に配慮して、平成 15 年 10 月 1 日以後に行われる取引から適用することができます。

※ なお、改正内容についてさらに詳しくお知りになりたいことがございましたら、最寄りの税務署や税務相談室にお尋ねください。

国税庁ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp/>